

中高年女性を消費者被害から守るために

全国地域婦人団体連絡協議会
会長 柿沼トミ子

2015年の国勢調査によると日本人口1億2709万人。そのうち、50歳以上の女性は31,031,600人で24.4%。約4分の1にあたります。

私たち中高年の女性が置かれている状況の中で、消費者被害に焦点をあててみると、2017年度では、

- ①法務省等をかたる架空請求のはがきに関する相談のうち、契約当事者は50歳以上の中高年女性がほとんど。
- ②高齢者の「終活」に付け込んだ悪質な商法が目立つ訪問購入が2015以降年間8000件台であり、2017年は65歳以上の高齢者が6割を占め、そのうちの約8割が女性
- ③同じく原野商法の二次被害でも、65歳以上の被害が目立っています。

今般、消費者庁は、「消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備」として、消費者契約法改正案を国会に上程し、取り消しうる不当な勧誘行為の追加として、社会生活上の経験不足を不当に利用した「不安をあおる告知」等をあげています。

しかし、高齢者の終活につけこんだ悪質商法などの取消しを求めることを考えると、普通に社会生活を送ってきたものにとっては「社会生活上の経験不足」という要件は、自分に当てはまらないと考えるのが通常ではないでしょうか。

不安をあおる告知という要件が既に定められているところ、あえて社会生活上の経験不足という要件を付け加えることは、あきらかに高齢者への配慮にかけているといえます。

消費者庁は、「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて」設置されました。消費者と事業者の情報量、交渉力等の格差を埋め、消費者と良識ある事業者の双方が報われる社会を実現させるために、消費者契約法が味方になるよう「社会生活上の経験不足」という要件の削除をさせていただきたいと存じます。